（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　略］

5　令第三十五条第三項第一号に規定する教習の科目ごとの教習方法の基準は、次に定めるとおりとする。

一　技能教習については、次のとおりとする。

［イ～ワ　略］

カ　大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習の一部については、大型二輪免許に係る教習にあつては普通自動二輪車又は一般原動機付自転車を、普通二輪免許（小型限定普通二輪免許を除く。）に係る教習にあつては小型二輪車又は一般原動機付自転車を、小型限定普通二輪免許に係る教習にあつては一般原動機付自転車を使用することができる。

［ヨ～ム　略］

二　［略］

6　［略］

（講習）

第三十八条　法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習（第十七項において「安全運転管理者等講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　略］

［2～5　略］

6　法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習（第十八項において「原付講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一　一般原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等について行うこと。

二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、一般原動機付自転車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三　一般原動機付自転車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四　［略］

［7・8　略］

9　法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十七項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　略］

［10～14　略］

15　法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習（以下「特定小型原動機付自転車運転者講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一　運転者としての資質の向上に関すること、特定小型原動機付自転車の運転について必要な適性並びに道路交通の現状及び交通事故の実態その他の特定小型原動機付自転車の運転について必要な知識について行うこと。

二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、教本、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

（教習の時間及び方法）

第三十三条　［1～4　同上］

5　［同上］

一　［同上］

［イ～ワ　同上］

カ　大型二輪免許又は普通二輪免許に係る教習の一部については、大型二輪免許に係る教習にあつては普通自動二輪車又は原動機付自転車を、普通二輪免許（小型限定普通二輪免許を除く。）に係る教習にあつては小型二輪車又は原動機付自転車を、小型限定普通二輪免許に係る教習にあつては原動機付自転車を使用することができる。

［ヨ～ム　同上］

二　［同上］

6　［同上］

（講習）

第三十八条　法第百八条の二第一項第一号に掲げる講習（第十六項において「安全運転管理者等講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　同上］

［2～5　同上］

6　法第百八条の二第一項第六号に掲げる講習（第十七項において「原付講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

一　原動機付自転車の操作方法及び走行方法並びに安全運転に必要な知識等について行うこと。

二　あらかじめ講習計画を作成し、これに基づいて行い、かつ、その方法は、原動機付自転車、視聴覚教材等必要な教材を用いて行うこと。

三　原動機付自転車の運転に関する実技訓練を含むものであること。

四　［同上］

［7・8　同上］

9　法第百八条の二第一項第九号に掲げる講習（第十六項において「指定自動車教習所職員講習」という。）は、次に定めるところにより行うものとする。

［一～三　同上］

［10～14　同上］

［項を加える。］